

与那国町生活路線バス業務運行業務委託仕様書

1 業務の名称

与那国町生活路線バス運行業務委託

2 業務形態

生活路線バス運行業務委託候補者として選定された者（以下、「受託事業者」という。）は本仕様書に基づき、運行を行うものとする。

3 運行主体

運行主体は受託事業者とする。

4 契約期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

5 運行の目的

- ① 公共・公益施設利用者の交通手段を確保する。
- ② 高齢者等交通弱者の交通手段を確保する。
- ③ 世代間を超えた多くの方が生活手段として活用する。
- ④ 来島者の交通手段の1つとして活用する。

6 業務内容

(1) 生活路線バスの運行業務

① 運行日

年中無休とする。

ただし、暴風・豪雨・高潮・地震・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災という。」）であって受託事業者の責に帰すことができないものより業務を実施できないと認められる時は、運行を休止することができる。

② 運行時間

概ね、午前7時半から午後11時

③ 運行便数

1日9便とする。※別紙運行表参照

④ 運行車両

運行車両台数は2台。

運行するバス車両については、与那国町所有の車両とする。

⑤ バス停留所標識

- (ア)別紙 与那国町生活路線バスマップ一覧表に示す停留所とする。
- (イ)停留所標識は、町が管理・修繕を行うものとするが、標識の破損等異常を発見した場合は、速やかに町に報告を行う等受託事業者も協力すること。
- (ウ)原則すべての停留所で停車し、乗降客の有無等確認を行うこと。
- (エ)停留所以外の場所での停車及び乗降は原則禁止とする。
- (オ)バス停留所標識は委託事業者の管理とし設置、修繕等の維持管理を行う。
- (カ)台風等（災害時）の撤収及び再度設置は、受託者が行う。

(2) 車両管理

受託事業者が行う車両管理は次の事項とする

- ① 車両の日常点検整備（『自動車の点検及び整備に関する手引き』（平成19年国土交通省告示第317号））に関すること。
- ② 車両内外の清掃、その他車両の一般的保全に関すること。
- ③ その他
 - (ア) 燃料の給油に関すること。
 - (イ) タイヤの交換に関すること。
 - (ウ) 消耗品・備品の管理に関すること。
 - (エ) 事故処理に関すること。
 - (オ) その他前各号に付帯すること。

7 経費区分

費目	内容	受託者負担	町負担
人件費	給与、通勤費、福利厚生費、研修費等	○	
修繕費 車両整備費	車検整備費、継続検査費、法定点検費、車両修繕費、タイヤ購入交換費、エンジンオイル・エレメント代、重量税、自賠責保険等		○
燃料費	ガソリン代		○
消耗品費	清掃用品、消毒液等	○	
保険料			○

8 運行等管理

- (1) 受託事業者は、関係法令に基づき、運行前に運転手の健康状態及び酒気帯び状態でないこと等を確認すること。
- (2) 受託事業者は、防犯、防災に関する情報を入手した場合や緊急事態が発生した場合は、速やかに対応し、町及び関係機関との連携を図るものとする。

- (3) 受託事業者は、運転手の安全で確実な業務の遂行と緊急時等の速やかな対応ができるように教育研修を実施すること。
- (4) 受託事業者は、事故発生時における連絡体制、事故処理体制及び責任者を明確にし、事故が発生した場合は、速やかに町へ報告するものとする。
- (5) 受託事業者は、事故の発生等業務遂行に障害が発生した場合には、関係機関への連絡や代替車両の手配など、速やかな対応を行うこと。
- (6) 緊急時、整備点検、修理については与那国町と協議のうえ迅速に対応する。
- (7) 受託事業者は、乗務員について、厚生労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」に基づき、必要人員を確保し、運行に支障が及ばないように配慮すること。
- (8) 受託事業者は、本業務に関する業務責任者を置くこと。
- (9) 業務責任者は、連絡体制を整備し、緊急時及び平常時の連絡、情報伝達が円滑に対応できるようにすること。
- (10) 定期報告以外で、町が運行状況、利用状況のデータ等の提出を求めた場合は遅滞なく提出すること。
- (11) 運行業務日において、状況について日々「運行日誌」に記載する。また、業務遂行状況を月毎に取りまとめ、翌月10日までに町に運行日の翌月10日までに提出し、検査を受けるものとする。
 - (ア) 乗車人数
 - (イ) 実車走行距離
 - (ウ) 実車時間
 - (エ) 実車運転者
 - (オ) 便数実績
- (12) 契約期間終了後は、実績報告書を提出するものとする。

9 損害賠償義務

受託者は、委託業務中に受託者の責めに帰すべき事由により、発注者及び第三者に損害を与えたときは、受託者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

10 その他

- (1) 受託事業者は、本業務の遂行に当たって、関係法令及び町条例等を遵守するとともに、町からの指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、町と受託事業者が協議の上、定めるものとする。